

鳥取市公式ウェブサイトリンク基準

1 <用語の定義>

単純リンク…他のサイトから鳥取市公式ウェブサイトへリンクすることをいう。

外部リンク…鳥取市公式ウェブサイトから他のサイトにリンクすることをいう。

内部リンク…鳥取市公式ウェブサイト内でリンクすることをいう。

2 <単純リンク>

原則自由とするが、次の各号のいずれかに該当するサイトからのリンクは、リンクの削除を依頼するものとする。

- (1) 公序良俗に反するもの。
- (2) 他者を誹謗、中傷するもの。
- (3) 著作権、その他の権利を侵害するもの。
- (4) 宗教活動に関するもの。
- (5) 誇大又は虚偽のおそれがあるもの。
- (6) 利用者に対し、誤解・迷惑をかけるおそれがあるもの。
- (7) その他ウェブサイト管理者が不適当と判断したもの。

3 <外部リンク>

各所管課のページから他のサイトにリンクする場合は、各所管課が2の各号に該当しないことを確認したうえで、当該サイトの取り決めに従って行うこと。

4 <リンク集>

リンク集の登録・管理については秘書課広報室が行うものとし、対象は次のとおりとする。

- (1) 官公庁・教育機関
- (2) 鳥取市内の公的団体・市民団体等
- (3) その他ウェブサイト管理者が適当と判断したもの

5 <その他>

- (1) リンクしたあとも、内容等が適当であるかの確認作業を各所管課で随時行うこと。
- (2) リンクする場合には、リンク先の内容、団体名等を明確に表示すること。
- (3) 内部リンクについては、リンク先所管課と連絡・調整を図ったうえでリンクすること。